

琉球人遺骨返還請求訴訟、大阪高裁判決
控訴棄却の不当判決！しかし…
風穴はこじ開けられた。この流れを広げていこう

2023年9月22日、琉球人遺骨返還請求訴訟控訴審の判決日を迎えた。

ぼくは『沖縄通信』の前号172号で、大島眞一裁判長は9月11日に定年を迎えるので、判決日に法廷に現れるのだろうか。出廷しない(できない)が、退官前に「判決文」をしたためたので、定年以降でも「判決文」を言い渡すことが可能なのだろうか。仕組みがどのようなになっているのか分からない。すべては判決日に判明するだろう、という趣旨の文章を書いた。

そうすると、『沖縄通信』を読んでくださっている、以前裁判官をされていた沖縄の方から、「判決は後任の裁判長が大島裁判長の判決を代読することになります」との返信がすぐに届いた。

この返信から、法廷で後任の裁判長(石原稚也という)は、前任者が書いた判決文は読まないだろうから、主文のみを宣告するだろうと予測した。

午後2時28分開廷。まずマス



「先住民遺骨帰すべき」
京大持ち出し「琉球民族」認定

【大阪で金良孝氏】琉球王家の子孫という庶民らが、昭和初期に旧京都帝国大(京大)の研究者によって今帰仁村の風葬墓(百按司墓)から研究目的で持ち去られた遺骨の返還などを大学に求めた琉球遺骨返還請求訴訟の控訴審判決で、大阪高裁(大島眞一裁判長)は22日、請求を退けた一審京都地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。一方、付言で遺骨の返還は世界の潮流になりつつあるとし、「持ち出された先住民の遺骨は、ふるさとに帰すべき」と指摘。訴訟では問題解決に限界があるとし、関係者による話し合いを促した。(24面に関連)

原告側は上告する方 大島裁判長は認定事 理由では、国際人権法 針。研究目的で持ち出 美で、原告らについて や憲法に基づき遺骨返 された遺骨の返還訴訟 「沖縄地方の先住民族 遺骨返還請求権はないと判 である琉球民族に属す 示。墓への参拝を行っ て高裁判断が出たのは 初め。と言及した。判決 ている子孫らは他にも

多数存在すると考えら れ、民法で請求権があ る祭祀の主事者とは認 められないとした。京 都大による遺骨の保管

遺骨返還請求や損害賠償 請求を棄却する

原告らは沖縄地方の先住民 族である琉球民族に属する

国際人権法や憲法に基づ く遺骨返還請求権はない

原告らが祭祀の主事者と 認められない

遺骨の保管態様は不当と はない

遺骨の本래の地への返還 は、世界の潮流

遺骨はふるさとで静かに 眠る権利がある

持ち出された先住民の遺 骨は、ふるさとに帰すべ き

訴訟における解決には限 界がある

関係者が話し合い、解決へ 向かうことを願う

被告側は「不当なものだ といえない」と述べた。 判決を受け、原告側 の丹羽雅雄弁護士は 「法の論理として一審 判決の枠を超えられない ことが、琉球民族と 認定したことに驚い た。付言に裁判長の思 いがこもっている」と 評価した。 京大は取材に「主 張が認められたものと 理解している」とコメ ントした。

コミの写真撮影が2分間おこなわれた。裁判所職員が「30秒経過、1分経過、残り30秒」と伝えるが、その2分間の長かったこと。大法廷の傍聴席は91席あるが、マスコミも注目している訴訟なので記者用に15席があてがわれ、その分傍聴者の当選確率は狭き門となった。幸いにもぼくは傍聴できた。

この日、京大側代理人（弁護士）は出廷せず、空席だった。一審京都地裁、二審大阪高裁と京大当局は一度も出廷しなかったが、この日は代理人すら顔を見せなかった。怒りがこみ上げてくる。

2時33分、予想していた通り、石原稚也裁判長は主文のみを告げた。

1. 本件各控訴をいずれも棄却する。
2. 控訴人亀谷正子及び控訴人玉城毅の当審における追加請求をいずれも棄却する。
3. 当審における訴訟費用はすべて控訴人らの負担とする。

主文を読み終わると、裁判長はそそくさと逃げるように去って行った。その間1~2分。傍聴席から「不当判決!」「ナンセンス」「理由を述べよ!」などの怒号が轟いた。呆然としていたぼくは言葉（やじ）を発することもできなかった。叩きのめされ、席からすぐに立ち上がれなかった。

でも、いつまでも法廷内に居座るわけにもいかず、裁判所を出て足取りも重く、報告集会が開かれる

琉球遺骨「帰すべきだ」
大阪高裁 控訴棄却し付言

請求権認めず 原告上告へ

多良間「八月踊り」始まる

4年ぶり通常開催

9月23日付『沖縄タイムス』

が目すべき内容だったからである。

ここで、判決文の「第4 結論」(全文)を引用する(注:天皇制に基づく元号表記は西暦に変えている)。

第4 結論

以上の次第で、控訴人らの請求は理由がないから、これらをいずれも棄却すべきであるところ、当裁判所の判断と同旨の原判決は相当である。また、控訴人亀谷及び控訴人玉城の当審における追加請求はいずれも理由がないのでこれを棄却すべきである。

なお、本件の事案にかんがみ、付言する。

「就中面白いものは、琉球人の全身骨五十人分が嚴重に、荷造りされて京大の人類学教室に送られた事である。この骸骨の琉球人男女五十名は、各地から極めて合法的に集められたものであり彼等は京大に到着と全時に消毒の上、立派に組立てられ、番号を付して一列縦隊に並べられ、学者連の相手をする事になってゐる。…無縁塚のべんべん草の下に淡い夢を見てゐた骸骨にとっては、学会の為に奉仕しつつ慎重に取扱はれただけでも、冥加であろう」—1929年1月26日の琉球新報の記事である。それから94年を超える年月が経った。

遺骨を持ち出した京都帝国大学の研究者であった金関は、警察等の許可を得ており、問題意識を有しないままに、遺骨を持ち出したと考えられる。それを報じる新聞も、研究の一環として当然のことととらえている。金関は、1930年、「琉球人の人類学的研究」によって医学博士号を取得している。金関は、それから四半世紀が経った1954年に文部省から派遣された南島文化総合調査団の一員として、沖縄を再訪し、百按司墓等の土器



報告集会で。原告団、弁護団



報告集会会場風景

石器類の調査をしている。この間、金関らの行為を問題視する者はいなかった。

ところが、現在では、先住民の遺骨返還運動が世界各地で起こっている。オーストラリアでは1988年までにビクトリア博物館に保管されていた遺骨の返還がされ、その後も、イギリスやドイツ、アメリカ合衆国等からの遺骨返還が実現している。ドイツは2011年に旧植民地ナミビアに遺骨を返還している。アイヌ民族の遺骨は、2017年にドイツから、今年5月にはオーストラリアから我が国に返還されている。本件に関しても、金関が1934年～36年頃に、台北帝国大学（現在の国立台湾大学）に転任する際に持ち出した遺骨のうち頭蓋骨33体分は、国立台湾大学、沖縄県教育委員会らの協議に基づき、2019年に沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫への移管がされている。遺骨の本来の地への返還は、現在世界の潮流になりつつあるといえる。

遺骨は語らない—。遺骨を持ち出しても、遺骨は何も語らない。しかし、遺骨は、単なるモノではない。遺骨は、ふるさとで静かに眠る権利があると信じる。

持ち出された先住民の遺骨は、ふるさとに帰すべきである。日本人類学会から提出された、将来にわたり保存継承され研究に供されることを要望する書面に重きを置くことが相当とは思われない。

本件遺骨の所有権に基づく引渡請求等が理由がないことは前記のとおりであり、訴訟における解決には限界がある。今後、本件遺骨を所持している京都大学、祖先の百按司墓に安置して祀りたいと願っている控訴人亀谷及び控訴人玉城のほか、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会らで話し合いを進め、沖縄県立埋蔵文化財センターへの移管を含め、適切な解決への道を探ることが望まれる。

まもなく百按司墓からの遺骨持ち出しから100年を迎える。今この時期に、関係者が話し合い、解決へ向かうことを願っている。



原告団長の松島泰勝さん

「無縁塚のべんべん草の下に淡い夢を見ていた骸骨」（琉球新報）は、ふるさとの沖縄に帰ることを夢見ている—。

よって、主文のとおり判決する。

一審京都地裁判決には、「先住民族である琉球民族」との文言が一ヶ所出てくる。しかし、それは「本件は、沖縄地方の先住民族である琉球民族であるとする原告ら…」と、原告がこう述べていると記述したに過ぎず、裁判所の認識ではない。ところが、二審大阪高裁判決は、「沖

縄地方の先住民族である琉球民族に属する控訴人らが…」から始まる。「琉球民族は先住民族である」と、国家機関が歴史上始めて明確に認めたのだ。

「アイヌ民族は先住民族に該当する」と、裁判所が初めて認めた裁判に二風谷ダム訴訟がある。2019年11月、この訴訟の前段集会で奥野恒久・龍谷大学教授は「先住民族の文化享有権—憲法学の立場から」と題して、次のように講演された（『沖縄通信第139号』2020年2月参照）。

札幌地裁判決は、「アイヌ民族が先住民族に該当する」と述べました。1990年代まで日本は単一民族国家だというイデオロギーが作られていた中で、よく言ったなあと思います。さらに国際的に先住民族の文化等を尊重すべきとの動きが強まっているとの理解を示し、比較衡量にあたって「同化政策によりアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めて最大限の配慮がなされなければならない」と言います。また、「えてして多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視ないし忘れがちであり、殊にこの利益が少数民族独自の文化にかかわる時はその傾向が強くなりがちである」。このように憲法13条に則った考え方を裁判所は明らかにしています。そして最終的に、「少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利ともいい得る重要なもの」と述べました。



原告の玉城毅さん



原告の亀谷正子さん

札幌地裁判決が出たのが1997年3月、それから11年後の2008年6月に国会はアイヌ民族を先住民族であると全会一致で決議した。

それ故、大阪高裁判決の意義は強調してもし過ぎることはない。何故なら、2007年に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」には、「先住民族は自己決定の権利を有し、生存・安全に対する権利、文化・言語・宗教・歴史などアイデンティティーに対する権利、…土地や領域に対す

る権利、軍事活動の禁止…などが認められ、それらの保障に対する国家の責任」と記されていて、直ちに沖縄にある米軍基地の撤去につながる手がかりを掴んだことになるからだ。

もう一点。モノではない、研究資料ではないと、原告側は「遺骨」と表現してきたが、京大側は「人骨」と称してきた。一審判決は、それに追従し「人骨」と表記しているが、二審判決は一貫して「遺骨」と記述している。

裁判長は、「付記」で「現在では、先住民の遺骨返還運動が世界各地で起こっている」。「遺骨の本来の地への返還は、現在世界の潮流になりつつある」と述べ、「遺骨は語らない—。遺骨を持ち出しても、遺骨は何も語らない。しかし、遺骨は単なるモノではない。遺骨はふるさとで静かに眠る権利があると信じる。持ち出された先住民の遺骨は、ふるさとに帰すべきである」ともいう。

また、地裁判決は「日本人類学会からは学術調査を継続することを要請する書面が出されている」と、この『要望書』を重く扱っているが、高裁判決は「日本人類学会から提出された、将来にわたり保存継承され研究に供されることを要望する書面に重きを置くことが相当とは思われない」と、地裁判決の見解を一蹴する。

「訴訟における解決には限界がある」と請うた上で、「京都大学、祖先の百按司墓に安置して祀りたいと願っている控訴人、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会らで話し合いを進め、適切な解決への道を探ることが望まれる」と例示した。注目すべきは、地裁判決では関係者の一員に含まれていた日本人類学会はそこから除外されている。



原告の金城実さん

しかし、「本件遺骨の所有権に基づく引渡請求等が理由がない」ので、「訴訟における解決には限界がある」と請うのであれば、裁判長はもう一步踏み込むべきだった。「琉球の墳墓は地域の共同体によってまつられ祈りの場とされてきた一方、裁判では本土の家父長制を前提とする民法の所有権規定が判断された」。「訴訟が求めたのは遺骨の所有権ではなく、元の所に帰して皆でまつるということ」（波平恒男・琉球大学名誉教授 2023年10月2日付『東京新聞』）なのだから、このことに言及

すべきだったのだ。

「まもなく百按司墓からの遺骨持ち出しから100年を迎える。今この時期に、解決へ向かうことを願っている」と述べ、末尾を「『無縁塚のべんべん草の下に淡い夢を見てみた骸骨』（1929年1月26日付『琉球新報』）は、ふるさとの沖縄に帰ることを夢見ている—」と締めくくっている。

一読して分かるように、「権利があると**信じる**」、「道を探ることが**望まれる**」、「解

決へ向かうことを願っている」、「帰ることを夢見ている」など、判決文にはおおよそ馴染まない、文学作品と見間違ふような情緒的な文言（太字部分）が散りばめられている。ぼくは、ここに裁判長の苦悩と意志を汲み取りたい。

京都大学は「本学の主張が認められたものと理解している」とコメントしているが、京大は勝ったのでは決してない。遺骨を占有し続け、返還を拒否し、頑なに話し合いに応じないことを裁判所は正面から非難しているのだ。

さて、ヤマトウの新聞にもようやく変化の兆しが見え始めてきたといえよう。2023年9月27日付『毎日新聞』「社説」は、「人類学の研究を理由に不当な方法で集められた骨の返還に、大学や研究機関は努めなければならない」と断定し、2007年の「国連総会で（先住民族の権利に関する）宣言に賛成票を投じた日本政府には『遺骨返還を可能とするよう努める責務』がある」。「国は従来、遺骨の取り扱いに関し、所蔵機関の判断任せにしてきた。責任を自覚し、子孫の思いに応えられるよう後押しすべきだ」と主張している。

学者、研究者からも声が上がっている。（あの！）京都大学で教授の任にある駒込武さんはFBで、次のように意見表明している。これはある意味、京都大学に対する「闘争宣言」ではないか。

判決文で琉球遺骨問題への対応をあからさまに批判された京都大学、それでも「自分たちの主張が認められた」と居直る。

大阪高裁は京大の対応に問題がないと認めたのではなく、法的な措置ではなく話し合いにより解決すべき問題だと京大に問題を投げ返したのだ。

あえて言いたい。この問題に対して知らぬ存ぜぬを決め込む京大の構成員も、湊総長ら役員層の「共犯者」である。

組織としての退廃と機能不全が誰の目にも明らかだとしても、その組織を支えているのは結局ひとりひとりの人間なのだから、ひとりひとりが声をあげるほかない。



池田光穂・大阪大学名誉教授

2022年12月1日の第2回口頭弁論に向けて、大阪高裁に『意見書』を提出した池田光穂・大阪大学名誉教授も判決日当日の報告集会の場で、「一人ひとりの人類学者に『君はどう考えるのか?』とひざ詰めで問いかけていきたい」と、熱く語られた。

上告するか否かはもとより原告が決めることだが、高裁判決によって、風穴はこじ開けられたと確信する。流れは確実に変化していく。ぼくはこの流れを広げていきたいと思っている。